

改 正 案	現 行
（災害時における車両の移動等の手続等） 第三十三条の三 <u>道路管理者等</u>は、法第七十六条の六第一項の規定により道路の区間を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地域を管轄する公安委員会に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知しなければならない。緊急を要する場合で、あらかじめ、当該公安委員会に通知するいとまがなかつたときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならない。 2 （略） 第三十三条の四 法第七十六条の七第一項の規定による国土交通大臣若しくは都道府県知事の指示、同条第二項の規定による国土交通大臣の指示又は同条第三項の規定による農林水産大臣の指示は、広域の見地から緊急通行車両の通行を確保すべき道路について<u>関係道路管理者等</u>による法第七十六条の六第一項の規定による指定が行われていないことその他<u>関係道路管理者等</u>による同項の規定による指定若しくは命令若しくは同条第三項若しくは第四項の規定による措置（以下この条において「指定等」という。）が適切に行われていないか、又は適切でない指定等が行わ	（災害時における車両の移動等の手続等） 第三十三条の三 <u>道路管理者</u>は、法第七十六条の六第一項の規定により道路の区間を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地域を管轄する公安委員会に当該指定をしようとする道路の区間及びその理由を通知しなければならない。緊急を要する場合で、あらかじめ、当該公安委員会に通知するいとまがなかつたときは、事後において、速やかにこれらの事項を通知しなければならない。 2 （略） 第三十三条の四 法第七十六条の七の規定による国土交通大臣又は都道府県知事の指示は、広域の見地から緊急通行車両の通行を確保すべき道路について<u>関係道路管理者</u>による法第七十六条の六第一項の規定による指定が行われていないことその他<u>関係道路管理者</u>による同項の規定による指定若しくは命令若しくは同条第三項若しくは第四項の規定による措置（以下この条において「指定等」という。）が適切に行われていないか、又は適切でない指定等が行われようとしているため、災害応急対策が的確かつ円滑に行われていないとき、又は行われないおそれがあるとき

れようとしているため、災害応急対策が的確かつ円滑に行われていないとき、又は行われないうおそれがあるときに行うものとする。

第三十三条の五 法第七十六条の六第一項から第四項までに規定する道路管理者である国土交通大臣の権限並びに法第七十六条の七第一項及び第二項に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。ただし、同条第一項及び第二項に規定する権限は、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

2
(略)

に行うものとする。

第三十三条の五 法第七十六条の六第一項から第四項までに規定する道路管理者である国土交通大臣の権限及び法第七十六条の七に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長又は北海道開発局長に委任する。ただし、同条に規定する権限は、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

2
(略)